

4 令和6年度職員定数と給与費

1 組織の整備

- (1) 部局の名称変更
 - ・文化・教育・くらし創造部 → 地域創造部
 - ・水循環・森林・景観環境部 → 環境森林部
 - ・産業・観光・雇用振興部 → 産業部
 - ・食と農の振興部 → 食農部
 - ・地域デザイン推進局 → まちづくり推進局
- (2) 職場環境改革に資する主管課機能の充実
 - ・各部及び教育委員会事務局の企画管理室による職員相談・支援機能等を強化し、総務課に改称
- (3) 統計データに基づく政策立案推進体制の充実
 - ・政策推進課と統計分析課を統合し、政策推進課に改組
- (4) 防災推進体制の充実
 - ・防災統括室と安全・安心まちづくり推進課の一部を、防災統括室に改組
- (5) 職員相談支援体制の整備
 - ・総務部に職員相談支援課を設置
- (6) 文化財の保存・活用の一体的な推進体制の充実
 - ・文化資源活用課及び世界遺産室から一部業務を移管し、文化財保存課を文化財課に改組
- (7) 県民のくらしに関する施策の一体的な推進体制の充実
 - ・安全・安心まちづくり推進課及び消費・生活安全課から一部業務を移管し、青少年・社会活動推進課を県民くらし課に改組
- (8) 子育て施策の一体的な推進体制の充実
 - ・青少年・社会活動推進課の一部を教育振興課に改組し、こども・女性局に移管
 - ・女性活躍推進課をこども・女性課に改称
 - ・奈良っ子はぐくみ課をこども保育課に改称
- (9) 社会福祉法人等の監査体制の充実
 - ・福祉医療部企画管理室と監査指導室を統合し、福祉医療部総務課に改組
- (10) 地域包括支援等に資する人材の育成・確保の一体的な推進体制の充実
 - ・長寿・福祉人材確保対策課と地域包括ケア推進室を統合し、地域包括支援課に改組
- (11) 保健衛生及び生活衛生の一体的な推進体制の充実
 - ・消費・生活安全課から生活衛生業務を移管し、薬務課を薬務・衛生課に改組
- (12) 水環境及び生活環境等の一体的な推進体制の充実
 - ・水資源政策課と環境政策課を統合し、水・大気環境課に改組
- (13) 脱炭素・水素社会推進体制の整備
 - ・環境政策課からエネルギー・温暖化対策業務を移管し、環境森林部に脱炭素・水素社会推進課を設置
- (14) 森林の環境保全機能及び木材の生産・加工・流通支援の推進体制の充実
 - ・森と人の共生推進課、森林資源生産課及び奈良の木ブランド課を森林環境課及び県産材利用推進課に改組

- (15) 産業政策及び企業誘致の一体的な推進体制の充実
 - ・産業政策課と企業立地推進課を統合し、産業創造課に改組
- (16) 県内企業の支援施策の一体的な推進体制の充実
 - ・地域産業課と産業振興総合センターの創業・経営支援部を統合し、経営支援課に改組
- (17) 県内企業の人材確保・育成の一体的な推進体制の充実
 - ・雇用政策課と外国人・人材活用推進室を統合し、人材・雇用政策課に改組
- (18) 観光地域づくりに資する施策推進体制の充実
 - ・ならの観光力向上課、観光プロモーション課及びM I C E推進室を観光戦略課及び観光力創造課に改組
 - ・奈良公園室を地域デザイン推進局から観光局に移管
- (19) 農業協同組合等の監督・検査体制の充実
 - ・食と農の振興部企画管理室と農業経済課を統合し、食農部総務課に改組
- (20) 公共事業の企画・進捗管理及び用地業務の一体的な推進体制の充実
 - ・県土マネジメント部企画管理室と用地対策課を統合し、県土マネジメント部総務課に改組
- (21) 建設産業振興体制の充実
 - ・建設業・契約管理課を建設産業課に改称
- (22) 交通まちづくりに関する施策推進体制の充実
 - ・リニア推進・地域交通対策課をリニア・地域交通課に改称
- (23) 下水道事業の持続可能な経営最適化に向けた体制の充実
 - ・下水道課を下水道マネジメント課に改称
- (24) まちづくり推進体制の充実
 - ・まちづくり連携推進課をまちづくり推進課に改称
- (25) 県営公園の整備・管理の一体的な推進体制の充実
 - ・公園緑地課と平城宮跡事業推進室を統合し、公園企画課に改組
- (26) 住宅施策推進体制の充実
 - ・住まいまちづくり課を住宅課に改称
- (27) 宅地造成・盛土等の安全確保体制の充実
 - ・建築安全推進課を建築安全課に改称
- (28) 県有建築物の整備・改修等の一体的な推進体制の充実
 - ・県有施設営繕課と営繕プロジェクト推進室を統合し、営繕課に改組
- (29) 高校教育業務所管の一元化
 - ・教育研究所から高校生徒指導業務を移管し、高校の特色づくり推進課を高校教育課に改組
- (30) 義務教育業務所管の一元化
 - ・教育研究所から小・中学生指導業務を移管し、学ぶ力はぐくみ課を義務教育課に改組
- (31) 学校体育及び健康教育に関する施策推進体制の充実
 - ・健康・安全教育課を体育健康課に改称

2 定 数

| 区 分 | 現行定数 | 増減 | 新定数 | 備 考 |
|---------------------|-------|----|-------|-----|
| | 人 | 人 | 人 | |
| 知 事 部 局 | 3,321 | 0 | 3,321 | |
| 水 道 局 | 83 | 0 | 83 | |
| 議 会 事 務 局 | 34 | 0 | 34 | |
| 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 | 3 | 0 | 3 | |
| 監 査 委 員 事 務 局 | 18 | 0 | 18 | |
| 教 育 委 員 会 事 務 局 | 175 | 0 | 175 | |
| 労 働 委 員 会 事 務 局 | 8 | 0 | 8 | |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 | 12 | 0 | 12 | |
| 収 用 委 員 会 事 務 局 | 6 | 0 | 6 | |
| 小 計 | 3,660 | 0 | 3,660 | |

| 区 分 | 現行定数 | 増減 | 新定数 | 備 考 |
|---------------|-------|----|-------|------------|
| | 人 | 人 | 人 | |
| 県 費 負 担 教 職 員 | 7,230 | 2 | 7,232 | 通級指導担当教員の増 |

| 区 分 | 現行定数 | 増減 | 新定数 | 備 考 |
|-----------------|-------|------|-------|----------|
| | 人 | 人 | 人 | |
| 県 立 学 校 の 教 職 員 | | | | |
| 1 中 学 校 及 び 高 校 | 1,792 | △ 11 | 1,781 | 生徒数の減 |
| 2 特 別 支 援 学 校 | 1,063 | 2 | 1,065 | 児童・生徒数の増 |
| 小 計 | 2,855 | △ 9 | 2,846 | |

| 区 分 | 現行定数 | 増減 | 新定数 | 備 考 |
|-------------------|-------|----|-------|-----|
| | 人 | 人 | 人 | |
| 警 察 職 員 | | | | |
| 1 警 察 官 | 2,481 | 0 | 2,481 | |
| 2 警 察 官 以 外 の 職 員 | 320 | 0 | 320 | |
| 小 計 | 2,801 | 0 | 2,801 | |

| 区 分 | 現行定数 | 増減 | 新定数 | 備 考 |
|-----|--------|-----|--------|-----|
| | 人 | 人 | 人 | |
| 合 計 | 16,546 | △ 7 | 16,539 | |

3 給 与 費

| 区 分 | 令和6年度 | | 令和5年度 6月補正後 | | 増 減 | |
|-----------|----------------|-------------|----------------|-------------|--------------|----------|
| | 予算案 | 人 員 | 予算額 | 人 員 | 増減額 | 人 員 |
| 一 般 会 計 | 百万円 116,348 | 人 16,379 | 百万円 111,144 | 人 16,386 | 百万円 5,204 | 人 △ 7 |
| 特 別 会 計 | | | | | | |
| 県営競輪事業費 | 37 | 5 | 35 | 5 | 1 | 0 |
| 中央卸売市場事業費 | 109 | 15 | 110 | 15 | △ 0 | 0 |
| 計 | 146 | 20 | 145 | 20 | 1 | 0 |
| 企 業 会 計 | | | | | | |
| 水道用水供給事業費 | 700 | 83 | 642 | 83 | 58 | 0 |
| 流域下水道事業費 | 496 | 57 | 497 | 57 | △ 1 | 0 |
| 計 | 1,197 | 140 | 1,139 | 140 | 57 | 0 |
| 合 計 | 117,691 | 16,539 | 112,429 | 16,546 | 5,262 | △ 7 |

(注) 予算額及び人員は、会計年度任用職員を除く一般職の合計である。

表示単位未満で四捨五入しているため、数値の計と合計が一致しない場合がある